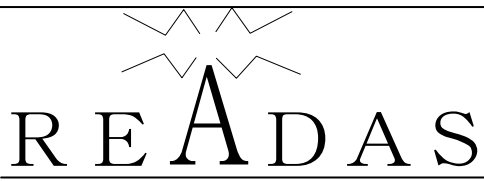


第 5838 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 16日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 相続税物納不適格不動産

Q：相続税が納められそうにないので、不動産を物納しようと思っています。聞くとところによると、不適格となるものがあるとか。どのようになっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

次の不動産などは、物納に不適格となります。

- ①担保権が設定されていることその他これに準ずる事情がある不動産
- ②権利の帰属について争いがある不動産
- ③境界が明らかでない土地
- ④隣接する不動産の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の使用ができないと見込まれる不動産
- ⑤他の土地に囲まれて公道に通じない土地で通行権の内容が明確でないもの
- ⑥借地権の目的となっている土地で、その借地権を有する者が不明であることその他これに類する事情があるもの
- ⑦他の不動産と社会通念上一体として利用されている不動産もしくは利用されるべき不動産又は二以上の者の共有に属する不動産
- ⑧耐用年数を経過している建物（通常の使用ができるものを除く）
- ⑨敷金の返還に係る債務その他の債務を国が負担することとなる不動産
- ⑩その管理又は処分を行うために要する費用の額がその収納価額と比較して過大となると見込まれる不動産その他、一定の不動産

